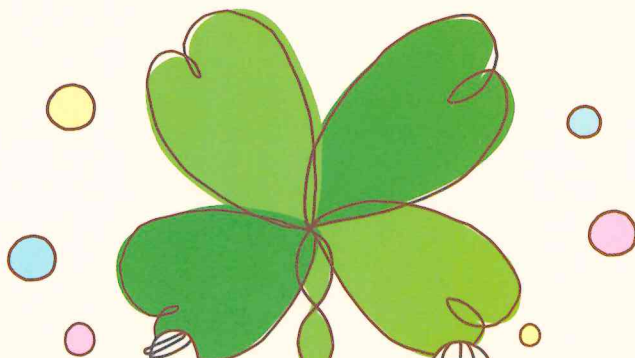
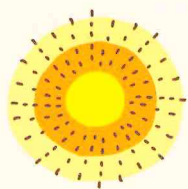




つな
がる、
支える。



～司法書士がお応えします～

高齢者・障がい者のための 成年後見相談会

成年後見制度は、権利や財産を守る身近なしくみです。

知的障害の
子どものことを
考えると、私たち両親が
亡くなった後が心配

離れて暮らしている
認知症の親が
悪徳商法などに
だまされないか心配

遺産分割協議を
したいのですが、
相続人のひとりが
認知症のようで心配

夫婦二人きりの
生活で、互いの介護が
必要になったときの
預金管理などが心配

簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した司法書士は、簡易裁判所の事物管轄（140万円以下）の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。

日時 令和7年11月1日（土） 10時～16時 相談時間 1組30分（12時～13時まで休憩）

会場 南都商事株式会社 新大宮セミナールーム
奈良市大宮町6丁目2-1

完全事前予約制・相談無料 TEL.0742-22-6707

